**「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案**

資料５

| 現　行 | 改　定　案 | 備　　考 |
| --- | --- | --- |
| **第１章 総論**第１節　基本的事項　～第３節　環境影響評価の実施手順（略）第４節　事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順１　環境配慮を行う主体　～２　環境配慮の対象とする項目（略）３　環境配慮の方法(1) 調査の実施　～(2) 事業の実施場所、規模の検討（略） (3) 環境配慮事項の選定別表６に示す事業の種類の区分ごとに、別表７に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）の中から、事業特性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表７の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。(4) 環境配慮の内容の検討（略）(5) 方法書等への記載ア．事業の実施場所、規模を具体化する段階の複数案等（略）イ．環境配慮の内容等計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。また、それに加えて、別表７に環境配慮事項として示されているにも係わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。別表６　事業の種類の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 事業の種類１） |
| 面整備事業 | ②ダム・堰、④飛行場、⑥廃棄物処理施設（最終処分場）、⑪土地区画整理事業、⑫新住宅市街地開発事業、⑬工業団地造成、⑭新都市基盤整備事業、⑮流通業務団地造成事業、⑯開発行為、⑰採石の事業、⑱発生土の処分の事業、⑲⑪～⑯の複合事業 |
| 交通施設整備事業 | ①道路、③鉄道 |
| 供給処理施設整備事業 | ⑤発電所、⑥廃棄物処理施設（最終処分場以外の施設）、⑦下水道終末処理場、⑧工場・事業場 |
| 埋立事業 | ⑩公有水面埋立て |
| 建築物 | ⑨建築物 |
| 港湾計画 | 港湾計画２） |

備考１　事業の種類の丸番号は、条例別表の項番号である。２　港湾計画は、条例第34条第２項に規定する「対象港湾計画」のことである。別表７　環境配慮事項１　基本的事項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| １－１　周辺土地利用との調和 |
|  | 地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水地、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。 | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| １－２　改変区域の位置・規模・形状の適正化 |
|  | 土地の改変や樹林の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。 | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 |

２　循環

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ２－１　資源循環 |
|  | 循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、**発生土の再利用に努めること。** | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 |
| 建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。 | 　 | 　 | ○ | 　 | ○ | 　 |
| ２－２　水循環（略） |

３　生活環境　～　５　歴史的・文化的環境（略）６　環境負荷

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ６－１　温室効果ガス、オゾン層破壊物質 |
|  | 省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 |
| ６－２　廃棄物、発生土 |
|  | 事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。**また、発生土の発生抑制に努めること。** | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 備考） | 表中の面整備、交通施設、供給処理施設、埋立事業、建築物、港湾計画は、それぞれ、別表６の面整備事業、交通施設整備事業、供給処理施設整備事業、埋立事業、建築物、港湾計画のことであり、○の付されている事項が当該事業の種類の区分に係る環境配慮事項である。 |

**第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法**第１節　大気質　（略）第２節　水質・底質1　現況調査(1) 調査項目ア．水質に係る調査項目水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、水素イオン濃度、大腸菌群数、ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、有害物質（カドミウム、全シアン、鉛、砒素、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、１，４－ジオキサン）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、無機性燐（リン酸性リン）、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤、農薬成分、ダイオキシン類、その他必要な項目イ．底質に係る調査項目底質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量、ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）、有害物質（カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ＰＣＢ、銅、アルキル水銀、亜鉛、ふつ素、全クロム、ニッケル、ベリリウム、バナジウム、有機塩素化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、１,４－ジオキサン）、全燐、無機性燐（リン酸性リン）、全窒素、アンモニア性窒素、水素イオン濃度、酸化還元電位、ダイオキシン類、その他必要な項目ウ．関連調査項目　（略） (2) 調査地域　（略） (3) 調査方法　（略）　ア．水質汚濁に係る調査方法（略）　イ．底質に係る調査方法（略）　ウ．関連調査項目の調査方法（（ア）～（オ）略）　（カ）法令による基準等　　次の法令の規制基準等を整理する。　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）　ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）　大阪府生活環境の保全等に関する条例　その他関連する法令等 (4) 調査の結果（略）2　予測　（略）3　評価　（略）(1) 評価項目（略）(2) 評価の指針ア．水質汚濁<1> 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。<2> 環境基準並びに環境基本計画、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第１項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年５月９日瀬戸内海環境保全審議会答申）及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。<3> 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法**及び大阪府生活環境の保全等に関する条例**に定める規制基準等に適合するものであること　(以下略)）4　事後調査　（略）第３節　地下水（略）第４節　騒音1　現況調査 (1) 調査項目　（略） (2) 調査地域　（略） (3) 調査方法　ア．騒音に係る調査方法　　　騒音に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。　　　なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。　 (ｱ) 環境騒音　（略）　 (ｲ) 道路交通騒音　（略）　 (ｳ) 新幹線鉄道騒音　（略）　 (ｴ) 鉄軌道騒音 （略）　 (ｵ) 航空機騒音　　　a．調査期間　（略）　　　b．調査地点　（略）　　　c．測定方法　　　　 航空機騒音の測定方法は、**「「航空機騒音に係る環境基準について」（告示）の一部改正について」（平成19年12月19日環境省告示第114号）及び「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）に定める方法による。**　　　　 **なお、１日当たり離着陸回数が10回以下の小規模飛行場については、「「航空機騒音に係る環境基準について」（告示）の一部改正について」に定める方法による。**　 (ｶ) 工場・事業場騒音　（略）　イ．関連調査項目の調査方法　（略） (4) 調査の結果　（略）2　予測 (1) 予測事項　　 予測事項は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業等の実施により騒音の及ぶ地域の範囲及びその程度とし、騒音の種類ごとに次に掲げる評価値で予測する。　ア．道路交通騒音　（略）　イ．新幹線鉄道騒音　（略）　ウ．鉄軌道騒音　（略）　エ．航空機騒音　　　**「航空機騒音に係る環境基準について」（告示）の一部改正について」に定める時間帯補正等価騒音レベル（Ｌden）（一年間のパワー平均値）とし、必要に応じ「航空機騒音に係る環境基準について」に定めるＷＥＣＰＮＬ（一年間のパワー平均値）を追加**　オ．工場・事業場騒音　（略）　カ．建設作業騒音　（略）　キ．環境騒音　（略） (2) 予測の対象時期　（略） (3) 予測地域　（略） (4) 環境保全対策　（略） (5) 予測方法　（略） (6) 予測の結果　（略）3　評価　（略）第5節　振動　～　第14節　水象（略）第15節　陸域生態系1　現況調査(1) 調査項目　（略）(2) 調査地域　（略） (3) 調査方法陸生植物、陸生動物及び淡水生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。また、法令により指定されている陸生植物、陸生動物及び淡水生物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。ア．陸生植物に係る調査方法　（略）イ．陸生動物に係る調査方法　（略）ウ．淡水生物に係る調査方法浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の生息・生育種、分布状況、現存量等について調査する。調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床、移行帯等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定する。(ｱ) 生物群の生息・生育状況　（略） (ｲ) 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴　（略） (ｳ) 生息・生育環境生息・生育環境の調査は、地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査する。地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、浮遊物質量、溶存酸素量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール等、底質については、粒度組成、強熱減量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全燐等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法による。瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。エ．陸域生態系の解析　（略）オ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 気象、地象及び水象の状況気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水温、水位、水量、水質等を「大阪府の気象」、地形図、地質図、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。(ｲ) 土地利用の状況農用地、森林、原野等の土地利用の状況等について、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。(ｳ) 法令による地域指定等次の法令の地域指定及び基準等を整理する。自然公園法鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）森林法（昭和26年法律第249号）水産資源保護法（昭和26年法律第313号）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）文化財保護法（昭和25年法律第214号）大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第２号）大阪府文化財保護条例（昭和50年大阪府条例第28号）その他関連する法令等(4) 調査の結果　（略）2　予測　（略）3　評価(1) 評価項目評価項目は、予測した項目とする。(2) 評価の指針①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年９月18日大阪府決定）等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。③自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。(3) 評価方法評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。4　事後調査　（略）第16節　海域生態系1　現況調査(1) 調査項目　（略） (2) 調査地域　（略） (3) 調査方法ア．海域生物に係る調査方法海域生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な海域生物に影響を与えないよう配慮して現地調査を行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。調査地点の選定に当たっては、水深、潮間帯、干潟、藻場等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。また、調査時期は、調査の対象となる海域生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定するとともに、海域の水質・底質及び水象（海域水象）の現地調査を実施する場合には、海域生物に係る調査の実施時期に配慮する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。(ｱ) 生物群の生息・生育状況　（略） (ｲ) 生息・生育環境生息・生育環境の調査は、環境要因として水質、底質、水象の状況及び場の特性として干潟、藻場の状況について調査する。水質及び底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮するものとし、水質については、水温、塩分、透明度、浮遊物質量、溶存酸素量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール等を調査し、底質については、粒度組成、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全燐等を調査する。調査方法は、水質・底質の現況調査の方法による。水象の調査は、海域水象に係る調査方法によるものとし、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮する。なお、干潟で底生生物を調査する場合は、干潟全体の地形、底質状況、主な底生生物の分布状況を目視観察する。また、藻場が存在する場合は、生育帯外縁を確認し、代表的な箇所で主要構成種とその植生被度、底質等を目視観察する。イ．海域生態系の解析　（略）ウ．関連調査項目の調査方法　（略）(4) 調査の結果　（略）2　予測　（略）3　評価　（略）4　事後調査　（略）第17節　人と自然との触れ合い活動の場　～第19章　文化財　（略）第20節　廃棄物、発生土１　予測(1) 予測事項予測事項は、廃棄物の性状、環境保全対策の内容を明らかにした上で、次の項目から選定する。ア．解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量、再生利用量(自ら利用する量、外部委託量)、処理量及び最終処分量等（以下「発生量等」という。）イ．土地造成に伴い発生する廃棄物及び発生土（以下「廃棄物等」という。）の種類、発生量等ウ．施設の建設工事に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等エ．施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等(2) 予測の対象時期予測の対象とする時期は、廃棄物等の発生量が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、対象事業等の種類、規模を考慮して、次に掲げる時期のうちから選定する。ア．対象事業等に係る建設工事中の期間又は発生量が最大となる時期イ．対象事業等が完了し、施設の利用が最大となる時期(3) 環境保全対策廃棄物等の発生抑制及び再生利用等の減量化方法並びに処理方法等の環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。また、環境保全対策の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。(4) 予測方法予測方法は、対象事業等の実施場所の状況（造成を行う土地の地形、地質の状況、伐採を要する樹木の状況、解体を要する施設等の状況等）及び計画の内容、再生利用等の状況、その他の既存類似例等を考慮して、原単位等により予測する方法とする。(5) 予測の結果予測の前提となる条件及び諸元、発生抑制及び再生利用等の減量化方法及び処理方法等の効果、予測の結果等をとりまとめる。定量的な予測を行った場合には、次の事項を整理する。ア．解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量等イ．土地造成に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等ウ．施設の建設工事に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等エ．施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等２　評価(1) 評価項目評価項目は、予測した項目とする。(2) 評価の指針①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は関係行政機関が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。(3) 評価方法評価項目ごとに予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。３　事後調査(1) 事後調査項目評価項目の中から廃棄物等の発生量等の予測の結果、環境保全対策の実効性等を考慮して選定する。(2) 事後調査時期・期間事後調査時期・期間は、予測の対象時期を考慮して設定する。(3) 事後調査方法事後調査方法は、廃棄物等の発生量等の把握により行う。(4) 結果の検証事後調査結果の検証は、対象事業等の実施状況、予測の結果並びに評価の指針を勘案して行う。第21節　地球環境（略）**第３章　環境影響評価方法書等の作成　（略）**附則（略） | **第１章 総論**第１節　基本的事項　～第３節　環境影響評価の実施手順（略）第４節　事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順１　環境配慮を行う主体　～２　環境配慮の対象とする項目（略）３　環境配慮の方法(1) 調査の実施　～(2) 事業の実施場所、規模の検討（略） (3) 環境配慮事項の選定別表６に示す事業の種類の区分ごとに、別表７に示す計画策定に当たっての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）の中から、事業特性、(1)の調査により把握した地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定するものとする。ただし、事業が一般的とは言えない特殊な内容を含む場合や特筆すべき地域特性を持つ場合などは、別表７の環境配慮事項の内容にとらわれず、特別に環境配慮すべき事項を設定するものとする。(4) 環境配慮の内容の検討（略）(5) 方法書等への記載ア．事業の実施場所、規模を具体化する段階の複数案等（略）イ．環境配慮の内容等計画に反映した環境配慮の内容及び計画の熟度に応じて検討しようとする環境配慮の内容は、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。また、それに加えて、別表７に環境配慮事項として示されているにも係わらず、環境配慮事項として選定しなかった項目について、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を、方法書、準備書及び評価書において明らかにするものとする。環境配慮の実施手順及び関係する図書の作成について図に示すと次のとおりである。別表６　事業の種類の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 事業の種類１） |
| 面整備事業 | ②ダム・堰、④飛行場、⑥廃棄物処理施設（最終処分場）、⑪土地区画整理事業、⑫新住宅市街地開発事業、⑬工業団地造成、⑭新都市基盤整備事業、⑮流通業務団地造成事業、⑯開発行為、⑰採石の事業、⑱発生土の処分の事業、⑲⑪～⑯の複合事業 |
| 交通施設整備事業 | ①道路、③鉄道 |
| 供給処理施設整備事業 | ⑤発電所、⑥廃棄物処理施設（最終処分場以外の施設）、⑦下水道終末処理場、⑧工場・事業場 |
| 埋立事業 | ⑩公有水面埋立て |
| 建築物 | ⑨建築物 |
| 港湾計画 | 港湾計画２） |

備考１　事業の種類の丸番号は、条例別表の項番号である。２　港湾計画は、条例第34条第２項に規定する「対象港湾計画」のことである。別表７　環境配慮事項１　基本的事項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| １－１　周辺土地利用との調和 |
|  | 地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水地、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。 | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 |
| １－２　改変区域の位置・規模・形状の適正化 |
| ●発生土に係る環境配慮の考え方「③現場内での切盛りバランスを徹底する」については、現行の技術指針に、既に記述されている。 | 土地の改変や樹林の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。 | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | 　 |

２　循環

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ２－１　資源循環●発生土に係る環境配慮の考え方「⑥埋戻しや盛土等への再利用を徹底する」と、「⑦建設発生土情報交換システムの活用などにより再利用を行う」を、技術指針に追加する。 |
|  | 循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の**埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での**再利用に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 |
| 建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。 | 　 | 　 | ○ | 　 | ○ | 　 |
| ２－２　水循環（略） |

３　生活環境　～　５　歴史的・文化的環境（略）６　環境負荷

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ６－１　温室効果ガス、オゾン層破壊物質 |
|  | 省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 |
| ６－２　廃棄物、発生土 |
|  | 事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。**~~また、発生土の発生抑制に努めること。~~** | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 |
|  | **施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。** | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |
|  | **発生土の仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。****運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。** | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 備考）●発生土に係る環境配慮の考え方「④生活環境・自然環境への影響（飛散流出、及び生態系、人と自然との触れ合いの場、景観等への影響）を回避・低減し、適正な一時保管を行う」と、「⑤運搬に際し、飛散流出を防止する」を技術指針に追加する。●発生土に係る環境配慮の考え方「①施設規模や土地改変面積を最小化するなど、発生量を抑制する計画を策定する」と、「②掘削面積を最小化するなど、発生量を抑制する工法を採用する」を、技術指針に追加する。 | 表中の面整備、交通施設、供給処理施設、埋立事業、建築物、港湾計画は、それぞれ、別表６の面整備事業、交通施設整備事業、供給処理施設整備事業、埋立事業、建築物、港湾計画のことであり、○の付されている事項が当該事業の種類の区分に係る環境配慮事項である。 |

**第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法**第１節　大気質　（略）第２節　水質・底質1　現況調査(1) 調査項目ア．水質に係る調査項目水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、水素イオン濃度、大腸菌群数、ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）、浮遊物質量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール**、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩**、有害物質（カドミウム、全シアン、鉛、砒素、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、１，４－ジオキサン）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、無機性燐（リン酸性リン）、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤、農薬成分、ダイオキシン類、その他必要な項目○水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加されたため、技術指針に追加する。イ．底質に係る調査項目底質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量、ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）、有害物質（カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ＰＣＢ、銅、アルキル水銀、亜鉛、ふつ素、全クロム、ニッケル、ベリリウム、バナジウム、有機塩素化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、１,４－ジオキサン）、全燐、無機性燐（リン酸性リン）、全窒素、アンモニア性窒素、水素イオン濃度、酸化還元電位、ダイオキシン類、その他必要な項目ウ．関連調査項目　（略） (2) 調査地域　（略） (3) 調査方法　（略）ア．水質汚濁に係る調査方法（略）　イ．底質に係る調査方法（略）　ウ．関連調査項目の調査方法（（ア）～（オ）略）　（カ）法令による基準等　　次の法令の規制基準等を整理する。　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）　ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）　大阪府生活環境の保全等に関する条例**大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例**　その他関連する法令等 (4) 調査の結果（略）2　予測　（略）3　評価　（略）(1) 評価項目（略）(2) 評価の指針ア．水質汚濁●土砂埋立て等の規制に関する条例に、埋立区域外への排水の水質基準が定められたため、技術指針に同条例を追加する。<1> 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。<2> 環境基準並びに環境基本計画、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第１項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年５月９日瀬戸内海環境保全審議会答申）及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。<3>水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法**~~及び~~、**大阪府生活環境の保全等に関する条例**及び大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例**に定める規制基準等に適合するものであること　(以下略)）4　事後調査　（略）第３節　地下水（略）第４節　騒音1　現況調査 (1) 調査項目　（略） (2) 調査地域　（略） (3) 調査方法　ア．騒音に係る調査方法　　　騒音に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。　　　なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。　 (ｱ) 環境騒音　（略）　 (ｲ) 道路交通騒音　（略）　 (ｳ) 新幹線鉄道騒音　（略）　 (ｴ) 鉄軌道騒音 （略）　 (ｵ) 航空機騒音　　　a．調査期間　（略）　　　b．調査地点　（略）　　　c．測定方法　　　　 航空機騒音の測定方法は、**「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）に定める方法による。**○航空機騒音の環境基準が改正（１日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場に関する取扱いも含む）されたため、技術指針を改正する。　 (ｶ) 工場・事業場騒音　（略）　イ．関連調査項目の調査方法　（略） (4) 調査の結果　（略）2　予測 (1) 予測事項　　 予測事項は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業等の実施により騒音の及ぶ地域の範囲及びその程度とし、騒音の種類ごとに次に掲げる評価値で予測する。　ア．道路交通騒音　（略）　イ．新幹線鉄道騒音　（略）　ウ．鉄軌道騒音　（略）　エ．航空機騒音　　　**「航空機騒音に係る環境基準について」に定める時間帯補正等価騒音レベル（Ｌden）（一年間のパワー平均値）**○航空機騒音の環境基準が改正されたため、技術指針を改正する。オ．工場・事業場騒音　（略）　カ．建設作業騒音　（略）　キ．環境騒音　（略） (2) 予測の対象時期　（略） (3) 予測地域　（略） (4) 環境保全対策　（略） (5) 予測方法　（略） (6) 予測の結果　（略）3　評価　（略）第5節　振動　～　第14節　水象（略）第15節　陸域生態系1　現況調査(1) 調査項目　（略）(2) 調査地域　（略） (3) 調査方法陸生植物、陸生動物及び淡水生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。また、法令により指定されている陸生植物、陸生動物及び淡水生物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。ア．陸生植物に係る調査方法　（略）イ．陸生動物に係る調査方法　（略）ウ．淡水生物に係る調査方法浮遊生物、底生生物、爬虫類、両生類、魚類、水生昆虫類及び水生植物の生息・生育種、分布状況、現存量等について調査する。調査地点の選定に当たっては、水深、流速、河床、移行帯等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。また、調査時期は、調査の対象となる淡水生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定する。(ｱ) 生物群の生息・生育状況　（略） (ｲ) 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴　（略） (ｳ) 生息・生育環境生息・生育環境の調査は、地形、水質、底質、瀬、淵等の状況等について調査する。地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、浮遊物質量、溶存酸素量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール**、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩**等、底質については、粒度組成、強熱減量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、亜鉛、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全燐等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法による。○５ページと同様の理由で「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」を技術指針に追加する。瀬、淵の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。エ．陸域生態系の解析　（略）オ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 気象、地象及び水象の状況気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水温、水位、水量、水質等を「大阪府の気象」、地形図、地質図、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。(ｲ) 土地利用の状況農用地、森林、原野等の土地利用の状況等について、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。(ｳ) 法令による地域指定等次の法令の地域指定及び基準等を整理する。自然公園法○法改正に伴い、法令名称を改正する。鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）森林法（昭和26年法律第249号）水産資源保護法（昭和26年法律第313号）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）文化財保護法（昭和25年法律第214号）大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第２号）大阪府文化財保護条例（昭和50年大阪府条例第28号）その他関連する法令等(4) 調査の結果　（略）2　予測　（略）3　評価(1) 評価項目評価項目は、予測した項目とする。(2) 評価の指針①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年９月18日大阪府決定）等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。③自然公園法、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。○法改正に伴い、法令名称を改正する。(3) 評価方法評価項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。4　事後調査　（略）第16節　海域生態系1　現況調査(1) 調査項目　（略） (2) 調査地域　（略） (3) 調査方法ア．海域生物に係る調査方法海域生物に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な海域生物に影響を与えないよう配慮して現地調査を行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能とすること。調査地点の選定に当たっては、水深、潮間帯、干潟、藻場等の状況、調査地点が河口部付近に及ぶ場合は汽水域等の条件に配慮する。また、調査時期は、調査の対象となる海域生物の種の生活史を踏まえ、現存量及び分布状況等を把握するのに適した時期を選定するとともに、海域の水質・底質及び水象（海域水象）の現地調査を実施する場合には、海域生物に係る調査の実施時期に配慮する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。(ｱ) 生物群の生息・生育状況　（略） (ｲ) 生息・生育環境生息・生育環境の調査は、環境要因として水質、底質、水象の状況及び場の特性として干潟、藻場の状況について調査する。水質及び底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮するものとし、水質については、水温、塩分、透明度、浮遊物質量、溶存酸素量、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール**、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩**等を調査し、底質については、粒度組成、強熱減量、亜鉛、酸化還元電位、全硫化物、全窒素、全燐等を調査する。調査方法は、水質・底質の現況調査の方法による。○５ページと同様の理由で「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」を技術指針に追加する。水象の調査は、海域水象に係る調査方法によるものとし、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮する。なお、干潟で底生生物を調査する場合は、干潟全体の地形、底質状況、主な底生生物の分布状況を目視観察する。また、藻場が存在する場合は、生育帯外縁を確認し、代表的な箇所で主要構成種とその植生被度、底質等を目視観察する。イ．海域生態系の解析　（略）ウ．関連調査項目の調査方法　（略）(4) 調査の結果　（略）2　予測　（略）3　評価　（略）4　事後調査　（略）第17節　人と自然との触れ合い活動の場　～第19章　文化財　（略）第20節　廃棄物、発生土※予測項目が「廃棄物、発生土」の発生量等であるため、現況調査は不要とし、「１　予測」から始まっている。１　予測(1) 予測事項予測事項は、廃棄物の性状、環境保全対策の内容を明らかにした上で、次の項目から選定する。ア．解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量、再生利用量(自ら利用する量、外部委託量)、処理量及び最終処分量等（以下「発生量等」という。）イ．土地造成に伴い発生する廃棄物及び発生土（以下「廃棄物等」という。）の種類、発生量等ウ．施設の建設工事に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等エ．施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等(2) 予測の対象時期予測の対象とする時期は、廃棄物等の発生量が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、対象事業等の種類、規模を考慮して、次に掲げる時期のうちから選定する。ア．対象事業等に係る建設工事中の期間又は発生量が最大となる時期イ．対象事業等が完了し、施設の利用が最大となる時期(3) 環境保全対策廃棄物等の発生抑制及び再生利用等の減量化方法並びに処理方法等の環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。また、環境保全対策の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。(4) 予測方法予測方法は、対象事業等の実施場所の状況（造成を行う土地の地形、地質の状況、伐採を要する樹木の状況、解体を要する施設等の状況等）及び計画の内容、再生利用等の状況、その他の既存類似例等を考慮して、原単位等により予測する方法とする。(5) 予測の結果予測の前提となる条件及び諸元、発生抑制及び再生利用等の減量化方法及び処理方法等の効果、予測の結果等をとりまとめる。定量的な予測を行った場合には、次の事項を整理する。ア．解体工事に伴い発生する廃棄物の種類並びに発生量等イ．土地造成に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等ウ．施設の建設工事に伴い発生する廃棄物等の種類、発生量等エ．施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等２　評価(1) 評価項目評価項目は、予測した項目とする。(2) 評価の指針①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は関係行政機関が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。●評価の指針に「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」の追加を検討したが、同条例には、技術指針で予測項目としている発生土の発生量等に係る基準が規定されていないことから、本箇所での追加は不要とした。(3) 評価方法評価項目ごとに予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。３　事後調査(1) 事後調査項目評価項目の中から廃棄物等の発生量等の予測の結果、環境保全対策の実効性等を考慮して選定する。(2) 事後調査時期・期間事後調査時期・期間は、予測の対象時期を考慮して設定する。(3) 事後調査方法事後調査方法は、廃棄物等の発生量等の把握により行う。(4) 結果の検証事後調査結果の検証は、対象事業等の実施状況、予測の結果並びに評価の指針を勘案して行う。第21節　地球環境（略）**第３章　環境影響評価方法書等の作成　（略）**附則（略） | 凡例●：発生土に関する事項○：その他の事項（規定整備）●現場内での切盛りバランスを徹底するよう努める必要があるが、現行の技術指針において、既に記述されている。●必要に応じ、汚染の有無を確認する必要があるが、現行の技術指針の第9節土壌汚染において、既に記述されている。●発生土の性状を、環境保全対策の内容を明らかにした上で予測事項を選定する必要があるため、「廃棄物等」を定義する位置を変更する。1. ●掘削工事に伴う汚泥と土砂は適正に区分する必要があるが、廃棄物処理法等の関係法令に基づき再利用や処理・処分を行うに当たっては、適正に区分され水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加された。
2. 技術指針では、評価の指針として、環境基準や環境基本計画など、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないことを示している。
3. このため、同項目を水質に係る調査項目に追加する必要がある。

ることが前提であるため、法令に基づき対応される。凡例●：発生土に関する事項○：その他の事項（規定整備）●発生土は埋戻しや盛土などへの利用を徹底することにより、同一工事で可能な限り再利用するよう努める必要がある。●発生土の工事内利用ができない場合は、建設発生土情報交換システムを活用するなどにより、他の工事で可能な限り再利用に努める必要がある。●上記の発生土の再利用に関する環境配慮については、現行の技術指針において、既に記述されている。1. 水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加された。
2. 技術指針では、評価の指針として、環境基準や環境基本計画など、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないことを示している。
3. このため、同項目を水質に係る調査項目に追加する必要がある。
* 水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加された。
* 技術指針では、評価の指針として、環境基準や環境基本計画など、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないことを示している。
* このため、同項目を水質に係る調査項目に追加する必要がある。

○法令改正に伴う修正を行う必要がある。○法令改正に伴う修正を行う必要がある。* 航空機騒音の環境基準に係る評価指標がWECPNLからLdenへ変更され、WECPNLの定義が「航空機騒音に係る環境基準について」から削除された。
* このため「航空機騒音に係る環境基準について」に合わせた規定整備が必要である。
* 航空機騒音の環境基準に係る評価指標がWECPNLからLdenへ変更され、WECPNLの定義が「航空機騒音に係る環境基準について」から削除された。
* 合わせて、１日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場に関する取扱いが「航空機騒音に係る環境基準について」に規定された。
* このため「航空機騒音に係る環境基準について」に合わせた規定整備が必要である。

●土砂埋立て等の規制に関する条例に、埋立区域外への排水の水質検査に関する規定が定められたため、評価の指針となる関連法令に同条例を追加する。* 水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加された。
* 技術指針では、評価の指針として、環境基準や環境基本計画など、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないことを示している。
* このため、同項目を水質に係る調査項目に追加する必要がある。

●発生土の搬出までの仮置き（一時保管）に際しては、生活環境・自然環境に配慮し（飛散及び流出の防止、並びに、自然環境、人と自然との触れ合いの場、景観等への影響の回避・低減）、発生土の管理を適正に実施する必要がある。●搬出先で再利用・処分が適正に行われるよう、搬出先の状況把握（受入れ可能な発生土の性状、受入れ可能量、許可状況、処分状況等）を行うとともに、発生土に係る情報（発生場所、搬出量、性状、汚染の有無等）を搬出先へ提供する必要がある。●運搬に際し、飛散流出等を防止する必要がある。●土砂埋立て等の規制に関する条例に、埋立区域外への排水の水質検査に関する規定が定められたため、評価の指針となる関連法令に同条例を追加する。●事業計画の策定に際しては、施設規模や土地改変面積の最小化等により、発生量を抑制する計画となるよう努める必要がある。●工事計画の策定に際しては、発生量を抑制する工法の採用等により発生量を最小化し、その上で再利用を行うよう努める必要がある。●現場内での切盛りバランスを徹底するよう努める必要があるが、現行の技術指針において、既に記述されている。●現況調査は、予測、評価の実施に必要な情報を得るために行うものであるため、予測項目を発生量等としている「廃棄物、発生土」については、現況調査を必須とする必要なない。（現行の技術指針の考え方を引き継ぐ）●発生土の一時保管が土砂埋立て等の規制に関する条例の許可対象となる場合は、同条例の形状及び構造上の基準等を遵守して管理を行う必要がある。（一時保管が同条例の許可対象でない場合も、同条例の形状及び構造上の基準等に従い、一時保管を行うことが望ましい。） |